

## 2024年の総括

日本仲裁人協会 理事長 岡田 春夫

2024年3月末に日本国際紛争解決センター（JIDRC）が仲裁振興事業を終了した。JIDRCは、2023年5月末に仲裁審問施設である東京施設の運営を終了していたが、仲裁振興事業も終了し、2018年2月の設立以来、日本における国際仲裁・調停の活性化に向けて精力的に活動してきたJIDRCが、仲裁振興と人材育成において多くの功績を残し、その実質的全活動を終了した。JIDRCの活動終了に伴い、JAAは、JIDRCの仲裁振興事業のうち、JAAがこれまでも注力してきた事業と共通する、広報啓発や人材育成事業を中心に引き受けることになった。このためJIDRCの仲裁振興事業で活躍してこられた若手を中心とする多くの人材の受け皿となるにともない、JAAの国際仲裁調停推進事業と国際人材育成事業を中心にJAAの組織体制を大きく補強した。

一方、この間の日本政府の動きとしては、JIDRCの活動によりもたらされた仲裁・調停振興の成果を発展させるべく、2024年5月30日に、関係府省連絡会議において「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（以下「令和6年指針」という。）が取りまとめられた。令和6年指針には、官民一体となって国際仲裁・調停の活性化のための基盤整備に取り組み、国内外における仲裁・調停の普及、日本における仲裁・調停に対する信頼の確立、人材育成など、政府が重点的に取り組むべき施策が示されている。JAAとしては、令和6年指針を推進すべく、仲裁・調停の意義・魅力を積極的に発信し、人材育成のための取組を継続するとともに、仲裁・調停の利用者に向けた啓発活動の一層の促進に努めていく覚悟である。

その最近の成果の1つとして、JAAが旗振り役となって推し進めてきた、法務省、経産省、JCAAとのオールジャパンでの取り組みである、日本国際仲裁ウィーク（Japan International Arbitration Week）（2024年11月18日～11月22日）の成功が挙げられる。詳細は本紙報告のとおりであるが、IPBA/JAA共催セッション、SIAC/SIMC/JAA共催セッション、CIArb共催イベント、JCAA、ICC等の主催イベントが連日開催され、盛況かつ成功裡に終わった。日本初の記念すべきオールジャパンの仲裁・調停振興イベントを成功裡に開催できたことに深い感慨を覚え、その実現のため、多忙な中で尽力いただいたJAA会員の皆様並びにその他の関係者の方々に心から御礼申し上げる。このようなオールジャパンの仲裁・調停振興イベントの開催は、日本国内の仲裁・調停振興に役立つだけでなく、日本の仲裁・調停を世界に宣伝するためにも大いに役立つものである。今後も毎年継続できることを大いに期待する次第である。

このようにJAAは、JIDRCの仲裁・調停振興事業を発展的に引継ぎ、日本の仲裁・調停をより一層の高みにもっていくべく、今後ますます充実した活動を続けていくことになる。今後も会員各位の協力をお願いしたい。

# 仲裁人の積極関与に関するパネルディスカッション報告

日本仲裁人協会 理事 関西支部長 児玉 実史

2024年11月、初の日本国際仲裁週間 (Japan International Arbitration Week, JIAW) が開催された。本稿では、JIAWの第2日である11月19日午前に、JAAと環太平洋法曹協会 (Inter-Pacific Bar Association, IPBA) との共催で行われたパネルディスカッション「仲裁人が審理で積極的役割を果たすことは仲裁の諸問題の解決につながるか」(以下、「本パネル」という。)の報告を行いたい。

本パネルには、独、仏、英、米、シンガポール、香港、中国(本土)、日本での仲裁経験豊富な実務家が登壇し、近時盛んに議論されている「仲裁手続の効率化(迅速化、費用の抑制)」というテーマについて、仲裁人がより積極的な役割を果たすという視点から、手続の進捗状況別に分けて、さまざまな工夫の紹介や検討を行った。

まず、手続の序盤から中盤にかけては、多ければ月1回のペースで手続準備会合 (case management conference, CMC) を開いて、次第に争点の絞り込みやスケジュールの詰め(例えば文書提出は必要か、必要としてどの程度時間をかければよいかなど)を進めることで、無駄のない争点整理や審理スケジュールの策定を行う方法(日本の裁判の弁論準備手続を想起させるが、米国の仲裁人が採用している)、二段階審理を活用して、たとえば責任論だけを先に審理し、責任なしとなれば損害については主張立証抜きに請求棄却の仲裁判断を出したり、申立要件的な争点(仲裁当事者が仲裁合意に服するか、仲裁申立ての前提として合意された条件が満たされているか、等)に絞って先に審理し、そこで請求を排斥できるならそれ以外の主張立証なしで仲裁判断に進んだりする方法、些末で認められる余地の少ない申立てがなされたときは、申立てを排斥する時点で直ちに当該申立ての対応に要した費用の負担を命じ、その後の申立て乱発を心理的に抑制する方法などが紹介された。

また、審問段階では、当事者双方が申請した専門家証人がそれぞれ相反する見解を述べ合うだけにならないよう、専門家証人が同時に証言台に立ち、同じ質問について自らの意見や他の専門家の意見に対する論評



をするという hot tubbing (対質) の有効性や問題点が議論された。

紙数の都合でこれ以上の詳細は割愛せざるを得ないが、会場からも活発な質問が出され、参加者にとって得るものの多いセッションとなった。

# 仲裁と調停の交錯：Arb-Med-Arb

森・濱田松本法律事務所 弁護士 辰野 嘉則

2024年度の日本国際仲裁ウィーク2日目、11月19日午後のセッションでは、JAAとSingapore International Arbitration Centre (SIAC)、Singapore International Mediation Centre (SIMC)、Japan International Mediation Center (JIMC)の共催で、仲裁と調停を組み合わせた紛争解決手続であるArb-Med-Arbを題材に、模擬仲裁・調停とパネルディスカッションが行われました。

模擬仲裁・調停では、仲裁人役をShin Hi-Taek教授(Twenty Essex Chambers)、調停人役をLok Vi Ming氏(SIMC副会長)及び高取芳宏JAA常務理事(長島・大野・常松法律事務所)、当事者役をNiharika Dhall氏(東洋エンジニアリング株式会社)、Varsha Bhattacharya氏(西村あさひ法律事務所)、Brian Chi氏(キンドリルジャパン株式会社)及び細川慈子氏(大江橋法律事務所)という、国際仲裁・調停の分野において第一線で活躍する国内外の実務家が担当しました。同セッションでは、発電所の建設プロジェクトに係るインド企業(申立人)対日本企業(被申立人)の仮想的な国際紛争事件を題材に、①当事者間の和解交渉、②SIAC仲裁におけるCase Management Conference、③SIMC調停における調停期日の3つのシーンを取り出して、紛争が両当事者の合意によりSIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocolの規定に従ってArb-Med-Arb手続に付され、最終的に調停手続中で和解に至り早期解決される様子が示されました。各シーンにおいては、申立人側が当初Arb-Med-Arb手続に付すこと自体に反対するところから始まり、仲裁手続中の諸々の論点や調停手続中の和解交渉においても丁々発止の活発なやりとりがなされ、仲裁人や調停人が当事者の意向を汲み取りつつそれを上手く捌いていく様子が示されました。

パネルディスカッションでは、Michele Sonen氏(SIAC北東アジア責任者)及び著者がモデレータを務め、模擬仲裁・調停セッションのキャストがパネリストを務めました。ここでは、模擬セッションにおけるキャストの様々な言動につき意図・背景に係るフィードバックが与えられたほか、特に日本の国内訴訟で裁判官が最終判断権者でありつつ和解勧奨も行う際のいわゆる「double hat」の問題や、国内裁判所での調停手続において一般的ないわゆる「Evaluative style」の調停(当事者の法的な主張の強み・弱みを評価し、その評価に基づいて和解交渉が進められるもの)と異なり、国際調停では双方の商業目的や共通利害を把握し、それを手掛かりに双方が納得のいく解決を目指すといういわゆる「Facilitative style」が多く用いられる点など、Arb-Med-Arbに関する実務的な論点につき活発な意見交換が行われました。

わが国においてArb-Med-Arbを題材にした模擬セッションの試みはこれまで数少なく、本セッションは参加者にとって貴重な機会となったものと思われます。



---

# Chartered Institute of Arbitrators (CIArb)コースの実施報告

CIArb Japan Chapter co-convener 都留 綾子

CIArb（英国仲裁人協会）は、1915年に、ロンドンを本部として設立され、現在、149カ国の19,000人の会員を擁する、ADR（裁判外紛争解決）の促進を目的とする国際的な非営利組織です。2024年11月、CIArb Japan Chapterは、JAAを共同スポンサーとして、国際仲裁人の育成を目的としたトレーニングコースを実施いたしました。これらのコースは、国際仲裁における基礎的知識から実践的スキルの習得までを目指し、参加者のキャリア形成およびネットワーク構築を支援するものです。

## 1. Fellowプレコース

Japan Chapterでは、来年度、Fellowの資格（FCIArb）を取得するための上級レベルのFellowコースの実施を計画しています。それに向けて、今回は、プレコースとして、香港から招いたCIArb East Asia BranchのGlenn Haley講師、Anthony Houghton講師に加え、Japan Chapter代表のダグラスKフリーマン弁護士（フリーマン・都留国際法律事務所）及び同co-convener高取芳宏弁護士（長島・大野・常松法律事務所）を講師として、Fellowコースの準備を目的としたコースが実施されました。今回のプレコースには42名の申込みがありました。本コースでは、CIArb資格制度の概要、Fellowコースの内容、今後の学習ステップについて解説が行われ、参加者からは「今後のFellowコース受講に向けての良い準備となった」との声が寄せられました。

## 2. Introduction to International Arbitration Course

Introduction Courseは、国際仲裁の基礎知識を提供し、CIArbのAssociate資格（ACIArb）を取得するための入門コースとして開催されました。講師は、上記の4名に加え、柳沢知樹弁護士（TMI総合法律事務所）及び都留（フリーマン・都留国際法律事務所）が務めました。今回のIntroduction Courseには24名の申込みがあり、そのうちJAA会員が17名、会場参加者は9名でした。本コースでは、UNCITRALモデル法や仲裁合意の基本的な法的枠組み、手続の進行方法、審問の実施方法など、国際仲裁特有の手続について、講義形式で説明・解説され、参加者からは「分かりやすい教材と実務家による具体的な講義が有益だった」との声が多く、特に国際仲裁の実務に初めて触れる方や経験の浅い参加者にとって充実した内容となりました。

両コースは、国際仲裁の専門性を高めると同時に、国内外の仲裁実務に対応できる人材を育成する重要な機会となったと思います。参加者からのフィードバックをもとに、次年度のコース内容をさらに充実させ、今後も、国際仲裁の発展に寄与するトレーニングを継続して実施してまいります。



# 東京における第10回 ICC Institute of World Business Law AustralAsian Chapter Connect実施のご報告

日本仲裁人協会 理事 中原 千繪

2024年11月18日、日本国際仲裁ウィークの開催の先陣を切って、ICC Institute of World Business Law（以下、「ICC Institute」）の第10回 AustralAsian Chapter Connect イベントが東京（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）において開催された。これは、東京では初のICC InstituteのChapter Connect イベント開催であったが、そのテーマが、仲裁人の選択という実務的有用性が高いものであったこと、対面およびオンラインのハイブリッドにて開催とされたことに伴い、約70名にも上る参加登録がされるなど、ICC InstituteのAustralAsian Chapter Connect イベントとして過去最大規模のイベントとなった。



本会は、ICC Commission on Arbitration and ADR 会員である柳沢知樹弁護士による司会の下、ICC InstituteのChairであるEduardo-Silva Romero 弁護士による開会の辞により開会し、冒頭、ICC Institute Council Memberである手塚裕之弁護士により、ICC Instituteの紹介がなされた。

その後、ICC Institute Council MemberであるTan Chuan Thye 弁護士により、AustralAsian Chapterの紹介及び仲裁人の選任に関する問題点等の概要についての講演がなされた。

これに続いてChristine Artero氏（仲裁人）をモデレーターとして、Xin Zhang氏（Counsel, ICC International Court of Arbitration 以下、「ICC Court」）、中原千繪（弁護士、ICC Court Member, Member of ICC Institute）、Delphine Ho氏（仲裁人・調停人、Member of ICC Institute）による、仲裁機関、代理人、



仲裁人などの各人異なる立場からの視点を交えた、仲裁人選任の際の考慮事項、具体的選任方法、複数当事者による仲裁人選任、開示等の、仲裁人の選任にかかる実務上の留意点等についての議論がなされた。その後は、仲裁人の選任に関する参加者からの活発な質疑応答に引き続き参加者間でのネットワーキングが行われ、本邦初の日本国際仲裁ウィークの幕開けにふさわしく、本会は盛況のうちに閉会した。

---

# YSIAC Japan セミナー「アドバンテージとしての仲裁：ビジネス成功のための国際仲裁の戦略的利用」開催報告

弁護士 松下 外

2024年11月18日、日本国際仲裁ウィークのサイドイベントとして、YSIAC Japan 主催による国際仲裁セミナー「アドバンテージとしての仲裁：ビジネス成功のための国際仲裁の戦略的利用」が開催されました。本セミナーは、YSIAC Japan メンバーである高松レクシー外国法事務弁護士、佐藤誠高弁護士及び当職の企画によるものです。モデレーターを高松外国法事務弁護士が務め、また、Ben Jolley 外国弁護士、Moses Park 外国弁護士、Jennifer Yoo 外国弁護士及び館野智洋弁護士が、パネリストとして登壇しました。

本セミナーでは、企業戦略の一環として仲裁を積極的に活用することの重要性が議論されました。

まず、日本企業については、従来の「紛争に消極的」という見方に反し、近年、特にエネルギーや建設業界において発注者側が紛争時に仲裁を積極的に活用している実態が指摘されました。また、韓国でも、紛争をリスクとして忌避する文化があるものの、一度仲裁が始まると、手続の途上で和解に至るケースは少ないとのコメントもなされました。さらに、大企業は紛争をリスク管理戦略として捉え、交渉機会として積極的に活用する一方、中小企業は財務的な制約から紛争を避ける傾向が強いとの発言もありました。

次に、企業内で仲裁を活用するとの意思決定をするための方策も議論されました。日本企業は、仲裁の途中では和解できないとの理解から、仲裁関連費用を過大に見積もり、申立てを躊躇することが多いものの、手続の段階に応じて予算を検討する工夫の余地が指摘されました。仲裁費用を外部から調達する Third Party Funding についても、日本ではまだ一般的ではないものの、費用負担の軽減手段として有用であるとの意見がありました。

さらに、仲裁を通じて進行中の交渉を加速させ、ビジネス関係を維持する可能性についても議論されました。文書開示を通じて多くの情報を得ることが和解交渉を促進する、あるいは、オンライン手続の普及によって決裁権者が手続に直接関与することで、実効的な意思決定を行うことが可能になるとの意見が示されました。加えて、仲裁を進めることで専門家の意見を得ることが和解の契機になり得ることや、緊急仲裁手続を活用することが、相手にプレッシャーをかけて和解を促進するための有効な手段となり得ることも指摘されました。

本セミナーを通じて、仲裁をリスクとして避けるのではなく、積極的に活用することが、企業間での実効的な紛争解決にとって重要であるとの認識が深まり、有意義な企画であったと思われま

---

# JCAA Arbitration Days開催報告

日本商事仲裁協会（JCAA） 小川 新志

2024年11月20日から22日の3日間、「JCAA Arbitration Days」が開催され、会場とオンラインを含めて、約700名が参加しました。本イベントは「Japan International Arbitration Week」の一環として、日本における仲裁の役割やJCAAの魅力国内外に発信する場となりました。

20日のセッションでは、東京地方裁判所の鈴木謙也判事から、日本の仲裁法改正や東京地方裁判所による仲裁案件への対応等が紹介されたのち、3つのパネルディスカッションが行われました。Panel 1とPanel 3では、JCAAが新たに設立した国内外の著名な仲裁実務家等で構成されるAdvisory Boardのメンバーをパネリストとし、JCAA仲裁の強みとして手続の迅速性や仲裁と調停のシームレスな連携などが議論されるとともに、日本における仲裁のさらなる活性化に向けて、日本及び各国のこれまでの取組みを踏まえて様々な示唆が提供されました。Panel 2では、日本で活躍する外国仲裁実務家をパネリストに迎え、日本特有の文化的要素について経験談を共有頂いたほか、日本における仲裁の振興について大きな期待が寄せられました。

21日のセッションでは、UNCITRAL事務局長のMs. ANNA JOUBIN-BRET氏より、Digital Economy時代の紛争解決におけるUNCITRALのイニシアチブについて近時の成果が紹介されたのち、実務的なトピックに焦点を当てた5つのパネルディスカッションが行われました。ユーザーの満足度を高めるための仲裁機関の役割、アジアの仲裁機関の協力の在り方、各国における仲裁判断の執行の現状や留意点、AIを含むテクノロジーの活用と倫理的考察、企業法務責任者からみた紛争管理のベストプラクティスなど、多彩なトピックを議論頂きました。

22日のセッションは、三部構成の日本語で実施しました。第一部では、経済産業省及び政府関係機関から、海外ビジネス展開支援の内容についてご紹介を頂いたのち、第二部では、海外ビジネスにおいてトラブルが発生する原因や紛争解決の心構えを踏まえたうえで、具体的な契約紛争事例をもとに、企業、弁護士、仲裁機関それぞれの視点から、仲裁や調停のメリット及びJCAAの利点についてディスカッションをしました。第三部では、海外ビジネスにおけるリスクマネジメントの基本と対応方法を、各分野の第一線で活躍する4名の講師から具体的な事例をもとにお話し頂きました。

なお、20日と21日のセッションのより詳細な報告は、Kluwer Arbitration Blogより御確認いただけます。

---

# 国際仲裁・調停における日本の使命：強み、進展、展望

法務省大臣官房 国際課付 宮崎 文康

令和6年11月18日から同月22日まで、法務省、経済産業省、JCAA及びJAAが連携し、様々な関係機関等の協力の下、我が国において行う初の本格的な仲裁振興イベント「日本国際仲裁ウィーク」が開催された。

標題の「国際仲裁・調停における日本の使命：強み、進展、展望」とは、日本国際仲裁ウィークの一環として、法務省が主体となって同月19日に行ったパネルディスカッションのテーマである。これは、様々な関係団体のセッションのインターフェイス的な役割を果たすセッションとして行われたものであり、高取芳宏弁護士（JAA 常務理事）をモデレーターに迎え、スピーカーとして、小川新志氏（JCAA 仲裁調停部課長）、田村充氏（ユニアデックス株式会社監査役）、新田裕子弁護士、細川慈子弁護士及びラースマーケット外国法事務弁護士に登壇いただいたほか、当職もパネルに加わり、ディスカッションを行った。本パネルディスカッションのトピックは多岐にわたるものであったが、ここでは、国際的な紛争解決の拠点としての認識を国際的に高めるための日本の強みに関して言及された二つのポイントを紹介したい。

一つは、シビルロー型の手続プラクティスの有用性である。本パネルディスカッションにおいては、シビルロー国としての手続プラクティスが日本の一つの特徴であり、必ずしもそれが外国のユーザーに受け入れられるとは限らないものの、ドイツなど同様の法ルーツを有する国のユーザーにとっては魅力となり得るという指摘があった。そして、法務省、JAA、JCAA、ドイツ連邦司法省、ドイツ仲裁協会（DIS）等の連携により令和6年10月にベルリンで開催されたセミナーにおいて議論が行われた日本とドイツのプラクティスの共通性等についても報告がされた（その内容については、細川慈子弁護士「ベルリンにおけるDISイベントの報告」（本誌9ページ）を参照されたい）。

もう一つは、国際調停の有用性である。我が国は国際調停に関するシンガポール条約を多くの国に先駆け令和5年に締結したところであるが、本パネルディスカッションにおいては、国際調停を通じて、場合によってはこれを国際仲裁と組み合わせながら利用することによって、迅速かつ廉価な紛争解決を図ることができ、これはユーザーである企業にとって大きな魅力であり、その効果的な利用をより促進すべきという指摘があった。法務省は、令和6年8月にはシンガポールコンベンションウィークに参加して我が国の国際調停に関する法制度を説明するなど、情報発信に努めているところであるが、今後も国内外の関係機関・関係団体と連携して、こうした国際調停の普及に向けた取組についても継続してまいりたい。

どのような点を日本の強みとして考え、いかにして国内外のユーザーに浸透させていくか。答えは一様ではなく、様々なアプローチがあると思われる。今後更なる議論の深化が期待される。

# ベルリンにおけるDISイベントの報告

弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 細川 慈子

日本及びドイツの法務省は毎年、様々な法分野について議論する日独意見交換会という会議を開催している。2024年の日独意見交換会は、日本の改正仲裁法施行やドイツにおける2006年版UNCITRALモデル法に倣った仲裁法改正審議を踏まえ、仲裁がテーマとなった。これを機に仲裁分野の連携を深めるため、2024年10月16日、ベルリンの日本大使館において、ドイツ仲裁協会（DIS）・JAA・日本及びドイツ法務省・JCAA・JETROの共催で“Arbitration in Japan and Germany: Common traditions, new challenges and future collaboration”と題するイベントが開催され、JAAからは高取芳宏常務理事及び当職がスピーカーとして参加した。

DISのRouven Bodenheimer氏の司会で、Andrea Schulz氏（ドイツ法務省）及び川原隆司事務次官（日本法務省）からのご挨拶の後、小池忠太氏（日本法務省）が日本の国際仲裁活性化の取組みを紹介した。続く2つのパネルディスカッションでは、高取氏及び当職に加え、日本から小川新志氏（JCAA）、Lars Markert氏（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）、ドイツから仲裁実務家のSiegfried Elsing氏、Ulrike Gantenberg氏、Dorothee Ruckteschler氏、Benjamin Lissner氏、Jennifer Bryant氏、ドイツ企業内弁護士のShinji Niioka氏、ドイツ法務省のNadine Lederer氏が登壇し、日独仲裁実務の共通点・相違点や近時の法制度の発展について活発な意見交換がされた。議論を通じて、同じ大陸法国として証拠調べ等の効率性・能動的なケースマネジメント・積極的な和解勧誘といった同様の好みを持つ傾向や、非英語圏としての法制度発信の課題など、両国は多くの共通点があることが明らかになった。また、日本からのパネリスト一同は翌日の日独意見交換会にも出席し、日独政府関係者も交えて両政府の取組みについて更なる意見交換を行う機会を得た。

その後、日本国際仲裁ウィークの一環として、2024年11月19日に法務省主催イベント「国際仲裁・調停における日本の使命：強み、進展、展望」が開催され、その中でDISイベントの報告が行われた。日本からDISイベントのパネルに参加した上記4名によるフィードバックを踏まえ、宮崎文康氏（法務省）、田村充氏（ユニアデックス株式会社）、新田裕子氏（宇都宮中央法律事務所）も交えたパネルディスカッションが行われた。

DISイベント及び報告会を通じて、日本を仲裁地とする又は日本の実務家が関わる国際仲裁を一層活性化させるために、日本の立ち位置を踏まえた議論をすることができ、有意義な機会となった。



DIS イベントのパネルディスカッション（法務省提供）

# 京都国際調停センター創立6周年特別企画 「国際調停実務セミナー」報告

日本仲裁人協会関西支部 事務局長 西原 和彦

2024年11月29日（金）、紅葉が美しい京都・高台寺の利生堂にて、京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）の創立6周年を記念した「国際調停実務セミナー～基本から実践的な知識まで～」が開催されました。本セミナーは、JIMC-Kyotoと、公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）、日本組織内弁護士協会（JILA）、大阪弁護士会、そして京都弁護士会の共催により実施され、会場参加に加えてウェビナーを通じて全国から多数の参加者が集い、盛況を呈しました。

利生堂でのJAA関西支部総会、役員会の開催後、JILA関西支部副支部長の小西絢子弁護士による司会と、JAA関西支部の児玉実史支部長による開会挨拶で、本セミナーの幕が上がりました。まずは当職から、調停人の選任や、手続の柔軟性、迅速性などといった日本の裁判所調停との違い、そして、イントレストの開示を前提とするWin-Winの統合型交渉理論とイントレストの開示を回避する分配型交渉理論との間に生じるジレンマを、守秘義務を負う調停人なら解消できることに触れました。

続いてJIMC-Kyotoの林依利子事務局長が、JIMC-Kyotoの仕組みやパンデミックを契機に導入された「JIMC-SIMC ジョイントプロトコル」について紹介をしました。このプロトコルは、複数調停人によるオンライン調停の新しい枠組みとして評価されています。

さらにJILA会員で東海カーボン株式会社の田島輔弁護士が、実体験をもとに、企業内における国際調停に向けた準備や当日の手続の流れについて講演されました。実務的観点からの貴重な知見が共有され、聴衆の関心を集めました。

最後にJIMC-Kyoto副センター長でもある茂木鉄平JAA常務理事が、国際調停を巡る世界の情勢やシンガポール調停条約の成立、そして具体的なケースを通じた体験談を紹介しました。国際商事調停が企業にとって有益な紛争解決策となることについて、理解が深まりました。

その後、登壇者によるパネルディスカッションを経て、JIMC-Kyotoセンター長でもある手塚裕之JAA副理事長が、閉会挨拶として本セミナーの総括を行いました。セミナー終了後は、会場参加者で高台寺のライトアップ拝観に参加し、京都の紅葉の幻想的な景観を楽しみました。その後、明治時代に迎賓館として利用された、祇園・円山公園内の長楽館に移動し、JILA関西支部支部長の藪内俊輔弁護士による乾杯のご発声で懇親会が始まりました。司会を務めた林事務局長の着物姿が京都らしい趣を添え、和やかな雰囲気の中で交流を深めることができました。参加者からは「具体的な話が深く理解が深まった」との声も寄せられ、国際調停の基本から実践的な知識までを共有できた貴重な機会となりました。

京都国際調停センター創立6周年特別企画  
国際調停実務セミナー  
基本から実践的な知識まで

日時  
2024年  
11月29日 @ 14時開始

会場  
高台寺 利生堂  
京都市東山区 高台寺下河原町526  
Zoom (ウェビナー)

共催  
公益社団法人日本仲裁人協会 (JAA)  
日本組織内弁護士協会 (JILA)  
京都国際調停センター (JIMC-Kyoto)  
大阪弁護士会  
京都弁護士会

● 会場参加 定員先着40名  
● Zoom (ウェビナー) 参加 定員先着300名

6th Anniversary

●本セミナーは、一般公開講座です。●また、大阪弁護士会の継続研修の単位認定と参加し受講となります。●両者の付帯のため、当日は多岐にわたる機材でご参加ください。

---

## 関西支部便り

日本仲裁人協会関西支部 事務局長 西原 和彦

令和6年12月の支部役員会を経て、関西支部事務局長として新たに就任致しました。前任の高瀬朋子事務局長を手本として、児玉実史支部長および前川直輝事務局長代行と共に、JAA 関西支部の活動を盛り上げたいと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。

日本仲裁人協会関西支部 副支部長 高瀬 朋子

関西支部は、令和6年度には、11月11日に裁判官を講師として招聘して仲裁法改正セミナーを開催し、11月29日にJAA 関西支部とJILA 関西支部の共催セミナー「国際調停実務ワークショップ」を京都国際調停センターとともに京都の高台寺利生堂にて開催し、最新の仲裁法令及び調停実務について学ぶ機会を提供しました。また、例年どおり、国際商取引学会主催の模擬仲裁日本大会の後援及び仲裁人役の派遣、同志社大学の寄附講座への講師派遣、JCAA 大阪事務所とのオンライン共同勉強会など外部機関との交流も活発に行いました。そして、合計7回の役員会では仲裁振興、会員への有益な情報提供や、勉強会での若手の方への仲裁実務の浸透について、充実した意見交換も行いました。

この度、関西支部事務局長を退任することとなり、2年間ではありましたが、事務局長として足りないながらも何とか進めてこられたのは、児玉支部長はじめ支部役員、会員の皆様の多大なるご支援のおかげです。皆様に心より御礼申し上げますとともに、西原新事務局長のもと、引き続き関西支部の活動にご支援ご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

---

## 中部支部便り

### 国際仲裁セミナー～JCAAにおける迅速仲裁手続きの利用可能性を検討する～

日本仲裁人協会中部支部 支部長 竹内 裕美

2024年7月29日、一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「JCAA」といいます。）の仲裁調停部課長である小川新志様を講師にお迎えし、愛知県弁護士会館とオンライン配信（zoom）を併用する方法により、JCAAにおける迅速仲裁手続きに焦点を当てた国際仲裁セミナーを開催しました。

基調講演では、小川様からJCAAにおける仲裁手続の概要や国際紛争の解決手段として裁判より調停が優れている点、判決の強制執行が難しい国でも仲裁判断の執行が比較的安定していることや、タイやインドネシアでの執行実績等をご紹介いただきました。基調講演の後、小川様、愛知県弁護士会の若林元伸弁護士をパネリスト、同会の和田圭介弁護士をモデレーターとして迅速仲裁手続の利用についてパネルディスカッションを行いました。国際仲裁の経験豊富な若林弁護士から、迅速仲裁手続の利用について率直な疑問が投げかけられ、小川様からは仲裁廷成立の裏側や、実際の手続に至るまでの詳細をご説明いただきました。

本セミナーに参加した若手弁護士からは、「迅速仲裁手続の運用について知識が深まった」「国際取引においては、迅速仲裁手続を考慮して見通しを立てる重要性を理解した」等の感想が寄せられ、好評を博しました。

# 日本仲裁人協会の歩み

※役職、肩書きは当時のもの

## 2024年

- 1月 17日：研究委員会研究講座「フリーランス・トラブル110番について」  
報告者：國本大貴会員（弁護士・第二東京弁護士会業務支援室嘱託（仲裁センター運営委員会担当））
- 1月 19日：日本商事仲裁協会（JCAA）主催「仲裁人は語る－仲裁人の選任から仲裁判断までに生じる諸問題－」後援
- 2月 6日：研究委員会研究講座「The new mediation rules of the International Centre for Settlement of Investment Disputes (ICSID) and the Decision Trees by Inter-Pacific Bar Association (IPBA)」  
報告者：Lars Markert会員（外国法事務弁護士）
- 2月 19日：大阪弁護士会主催「ADR法等改正等－各ADR機関の対応」後援
- 2月 26日：日本弁護士連合会主催「国際商事仲裁・調停セミナー「中小企業こそ知っておきたい国際仲裁・調停」」後援
- 3月11日～14日：カリフォルニア州弁護士協会主催「3rd Annual California International Arbitration Week」後援
- 3月 12日：JAA定時総会
- 3月 12日：法務省・日本弁護士連合会・日本国際紛争解決センター（JIDRC）・JAA共催「仲裁の日」記念行事セミナー「投資家対国家紛争（ISDS）の新潮流～投資協定仲裁及び投資協定調停の近時の展開」  
報告・パネルディスカッション：Meg Kinnear氏（International Centre for Settlement of Investment Disputes (ICSID)事務総長）、Judith Knieper氏（United Nations Commission On International Trade Law (UNCITRAL)法務官）、茅野みつる氏（伊藤忠商事株式会社常務執行役員）、Hi-Taek Shin氏（Twenty Essex仲裁人）、Joe Tirado氏（Garriguesパートナー）、鈴木五十三会員（常務理事・弁護士）、小原淳見会員（常務理事・弁護士）
- 3月 14日：German Arbitration Institute (DIS)・JAA 共同セミナー「一M&A後の紛争に係る仲裁に関するドイツと日本の実務家の視点－」  
講師：Rouven F. Bodenheimer氏（DIS副会長）、手塚裕之会員（副理事長・弁護士）、Lars Markert会員（外国法事務弁護士）、細川慈子会員（弁護士）
- 3月 25日：日本弁護士連合会主催「国際商事仲裁・調停セミナー「沖縄から発信！地方でも役立つ仲裁手続と紛争解決条項の実務」」後援
- 4月 10日：研究委員会研究講座「仲裁判断に基づく執行決定申立事件の実務」  
報告者：井上葵会員（理事・弁護士）
- 4月 22日：国際商業会議所（ICC）日本委員会主催「ICC Arbitration Training」後援
- 4月 23日：ICC 国際仲裁裁判所（ICA）・国際商業会議所日本委員会主催「2nd ICC 東京国際仲裁フォーラム（2nd ICC Tokyo Arbitration Day）」後援
- 4月 24日：Singapore International Mediation Centre（SIMC）主催  
「HOW THE SINGAPORE CONVENTION ON MEDIATION WILL CHANGE JAPAN-RELATED CROSS-BORDER DISPUTES」後援
- 4月 24日：Swiss Arbitration Association（ASA）主催  
「Time-Proven Swiss Approaches to International Arbitration」後援
- 5月 30日：関西支部 仲裁実務ミニ講座「日本企業にとつてのICC仲裁の利点」  
講師：手塚裕之会員（副理事長・弁護士）
- 6月 7日：関西支部 仲裁実務ミニ講座「司法の国際化と日本の国際仲裁（グローバル・リーガル・プロフェッションの生成）」  
講師：川村明会員（顧問・弁護士）
- 6月 27日：関西支部 仲裁実務ミニ講座「SIMC主催の模擬国際調停の内容・議論に関するフォローアップとディスカッション」  
講師：高取芳宏会員（常務理事・弁護士）
- 6月 28日：国際家事調停委員会「国際調停人から学ぶ国際家事調停に関するオンライン勉強会第1回「What are the important skills for family mediators?」」  
報告者：Aloysius Goh氏（Founder and Chief Executive Officer at Sage Mediation Pte Ltd.）
- 7月 3日：Singapore International Arbitration Centre（SIAC）主催「SIAC Tokyo Conference 2024」後援
- 7月 4日：関西支部 仲裁実務ミニ講座「仲裁の現在－JCAジャーナルでの連載（2024年1月号～）を題材に－」  
講師：早川吉尚会員（理事・弁護士）
- 7月 11日：研究委員会研究講座「デジタルエコノミーにおける紛争解決に関するUNCITRALの取組み」  
報告者：高嶋卓氏（United Nations Commission On International Trade Law（UNCITRAL）リーガルオフィサー）
- 7月 29日：中部支部「国際仲裁セミナー～JCAAにおける迅速仲裁手続きの利用可能性を検討する～」  
基調講演・パネルディスカッション：小川新志会員（一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）仲裁調停部課長）、若林元伸会員（弁護士）、和田圭介会員（弁護士）
- 8月3・4日：国内ADR委員会「調停人（mediator）養成講座 中級編 2024」
- 10月 10日：研究委員会研究講座「EU法とヨーロッパ人権法がスポーツ仲裁及びアンチ・ドーピング仲裁に与える影響」  
報告者：小川和茂会員（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・専門員/立教大学法学部兼任講師）
- 11月 5日：ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）主催「LCIA in Tokyo Arbitrating at the LCIA - insights and key considerations」後援
- 11月 5日：香港国際仲裁センター（HKICA）・第二東京弁護士会主催「アジアにおける国際仲裁～日本と香港の視点から～」後援
- 11月 11日：関西支部「仲裁法改正セミナー」  
講師・パネルディスカッション：福田敦氏（裁判官・東京高等裁判所）、谷口哲也氏（裁判官・大阪地方裁判所）、小林和弘会員（理事・関西支部副支部長・弁護士）、前川直輝会員（関西支部事務局長・弁護士）
- 11月 11日：研究委員会研究講座「25周年を迎えたドメイン名紛争処理の現在の到達点と今後の方向」  
報告者：山口裕司氏（弁護士/日本知的財産仲裁センター（JIPAC）本部運営委員長/WIPO・ADNDRC・JIPACドメイン名紛争処理パネリスト候補者）
- 11月18日～22日：法務省・経済産業省・JAA・日本商事仲裁協会（JCAA）共催「Japan International Arbitration Week」
- 11月 21日：国際家事調停委員会「国際調停人から学ぶ国際家事調停に関するオンライン勉強会第2回「How to make Parental Plan in family mediation～German Case～」」  
報告者：Christian von Baumbach氏（調停人）
- 11月 21日：研修事業（国際仲裁資格認定（上級）無料プレコース）
- 11月 22日：研修事業（国際仲裁資格認定（入門コース））
- 11月 29日：関西支部総会
- 11月 29日：JIMC主催 京都国際調停センター創立6周年記念セミナー「国際調停実務セミナー～基本から実践的な知識まで～」  
講師：西原和彦会員（弁護士）、林依利子会員（弁護士・JIMC事務局長）、田島輔氏（弁護士）、茂木鉄平会員（常務理事・弁護士）
- 12月 26日：研究委員会研究講座「WTOの紛争解決制度の機能不全と解決策：国際通商法における法執行及び法の支配の担保」  
報告者：清水茉莉会員（弁護士/大阪大学法学研究科教授/東京大学公共政策大学院客員准教授）
- 12月 26日：一般社団法人国際商事法研究所主催「ウィーン売買条約（CISG）15周年にあたって～CISGのより一層の理解と普及に向けて～」後援